○須高行政事務組合職員の定年等に関する条例

（昭和59年９月11日条例第５号）

改正　平成13年３月30日　条例第１号

令和５年２月28日　条例第９号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項及び第２項、第22条の５第１項、第28条の２、第28条の５、第28条の６第１項から第３項まで並びに第28条の７の規定により、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定年等に関する規定）

第２条　職員の定年等については、須坂市職員の定年等に関する条例（昭和59年須坂市条例第16号）の例による。

附　則

この条例は、昭和60年３月31日から施行する。

附　則（平成13年３月30日条例第１号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（令和５年２月28日条例第９号抄）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。